

斑鳩黎明保育園防災計画

平成30年4月1日作成

平成30年8月20日改定



第1部 総論

震災時における職員の動員体制

(1) 配備・動員計画の基本方針

原則として全職員を対象とする。

(2) 動員の事前命令及び自動参集

ア 動員対象職員は、配備体制に基づき、それぞれの所属等予め定められた場所において指導命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

イ 勤務時間外においては、次のような場合は、動員命令を待つまでもなく、自発的に動員先に、バイク、自転車等で出来る限り早期に参集出来る手段を用いて、直ちに全員が参集しなければならない。

(3) 連絡調整者

職員の中から保育園へ早く到着した順に2名を「連絡調整者」として非常災害時において、園長、主任が参集するまでの間、町防災対策本部や保護者との連絡調整を行うなど必要な対応を行う。

平成30年度 連絡調整者：菊原、丹治

風水害の対応について

(1) 風水害時においては、「斑鳩町避難勧告等基準表」に基づき、園長、主任保育士、クラス担任が集合し、対応を協議し、担当職員を通じて各家庭にモバイルメールで連絡をする。

(2) 職員は園長の指示の元、必要な業務を行うとともに、勤務時間外においても、園長の指示に従い出勤し、必要な業務に従事しなければならない。

(3) 園長は職員の緊急連絡体制を整備しておかなければならない。

(4) 風水害の発生時、被害状況の確認や避難場所開設の調整など、行政庁等から保育園に対して、緊急連絡を行うことが想定される。そのため、夜間、休日でも確実に連絡出来るよう、園長、主任保育士の緊急連絡先について、役場担当課に報告する。

第2部 震災対策

1 保育園における防災対策

地震が発生した際の基本的な対応についての周知徹底

ア 保育園の対応(休園措置、登降園時の対応、園児の引渡し、連絡方法等)について、職員間で共通認識するだけでなく、保護者に対して、機会あるごとに周知し、徹底を図ること。また、必要な事項については、園児に対して防災教育の一環として教えること。

- 地震発生時対応マニュアルを各保育室に設置。
- 保護者に対しては、説明会において説明、徹底。
- 保育園のホームページに掲載。

イ 職員の配備、動員体制について、職員が認識する。

ウ 地震発生時における職員の役割分担を明確にし、全員が理解しておく。業務分担や組織図を拡大して事務所等に常時掲示する。

園内の避難経路、園児の避難集合場所を明確化

ア 園の各所から避難経路、避難場所を決めておく。

その際、避難経路は、予め複数考えておく。

イ 特に障がいのある園児への対応を具体的に定めておく。

ウ 避難の妨げとなるような物品を避難経路に置かないなど、日頃からの管理に配慮する。(避難訓練の際に、気付いた点をチェックする。)

保育園の非常時持出用重要書類の把握

非常時に持ち出すべき書類は何かを予め確認し、震災時には、誰が、どのように持ち出すかを決めておく。

非常時持出用重要書類責任者：丹治主任

弾道ミサイル落下時の行動等

(1) Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合

ミサイルが日本に落下する可能性がある場合、Jアラートを通じて、防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら落ち着いて直ちに次の行動をとる。

ア 園庭で遊んでいる場合は、直ちに近くの園舎内に避難する。

園舎から離れている場合は、遊具の陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

イ 保育室内にいる場合は、出来るだけ窓から離れ、中央に子どもを集める。

ウ バスの車内にいる場合、燃料に引火する恐れがあるため、バスを止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）や地下街などに避難する。周囲に避難できる建物や地下街などが無い場合、バスから離れて地面に伏せ、頭部を守る。

(2) ミサイルが着弾した場合

ミサイルが着弾した場合、直ちに次の行動をとる。

ア 近くにミサイルが着弾した場合、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い室内の部屋又は風上に避難する。

屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

イ 弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

2 保育園施設の安全管理等

(1) 保育園の安全点検

ア 定期的な園舎の安全点検を実施する。

「保育園施設・設備の安全点検リスト」を作り、防災訓練等の時期に併せて園舎・設備の安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、壁、柱、床の亀裂、天井の剥離状況についても変化の様子を点検・記録しておく。

イ 転倒物、重量物等の転倒防止対策

- ① 保育室やホールなど園児が使用する部屋内では、書架や戸棚等の固定、テレビやパソコン、スクリーン等の転倒落下防止対策を講じる。
- ② 職員用の平机やその背後にある戸棚、教卓等の位置の固定に配慮する。
- ③ 灯油等危険物の保管場所についても注意する。

(2) 保育園施設設備の状況の整理

ア 誰が見ても分かりやすい敷地・園舎の平面図を準備しておく。

イ 園舎の電気配線図を準備しておく。

保育園設備内の高圧受電設備(キュービクル)から配電盤を経由して各保育室等へ配線されている経路やコンセントの位置、容量等を確認しておく。

ウ 水道配管図を準備しておく。

- ① 水道の元栓の位置、各施設への止水弁の位置、各止水弁の機能を確認しておく。
- ② 保育園全体の水道水の流れが分かるようにしておく。

エ 災害時優先電話の利用方法等を職員に周知しておく。

(3) 停電等で放送設備が使用できない時の連絡方法を準備しておく。

ア ハンドスピーカー、メガホン、ポータブルアンプ等の準備。

イ 職員の指示に的確に従うよう、日頃からの準備が重要。

(4) 防災地図(ハザードマップ)の作成などによる地域の実状を把握しておく。

ア 保育園立地の地理的特徴による危険性を把握しておく。

イ 広域避難場所など避難可能場所を把握しておく。

3 日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】

1	年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置付けられている	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
2	より実践的な防災訓練を計画的に実施している。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
3	地震発生時の保育園対応について、職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えている。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
4	夜間、休日における連絡体制を確立しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
5	地震発生時における職員の動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解している。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
6	連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
7	職員が、園内の避難経路、園児の避難集合場所を理解しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
8	事情持出する重要書類を把握するとともに、持ち出す役割の者を定めているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
9	防災地図(ハザードマップ)など地域の実状を把握しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
10	その他	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

4 保育園施設・設備の安全点検リスト災害予防のための施設点検

(毎月避難訓練担当者が実施)

園長	主任	担当者

1 保育室・事務所・ホール・給食室・廊下などの什器類の整理及び転倒防止			
1	天井から吊り下げた空調機や照明器具の有無。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
2	放送設備(スピーカー・モニターテレビ)は、 きっちりと固定されているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
3	本棚など高さがある棚が固定されているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
4	黒板、掲示板、掛け時計、照明器具は固定して いるか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
5	厨房機器類は固定しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
2 避難経路の点検			
1	園舎から避難場所までの間に障害物などないか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
2	各保育室から避難経路がきちんと2箇所設け られ、障害物などないか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
3 落下危険物の点検			
1	外壁から落ちてきそうなものはないか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
2	ガラスに割れやヒビはないか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
3	落ちそうな大きな木の枝や倒れそうな木は ないか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

通報連絡班 消防機関への通報及び事業所内指定場所への連絡にあたる

班長：菊原隆介

班員：丹治主任、池内雅美

消 火 班 消火器、屋内消火栓等を使用して初期消火にあたる

班長：園長

班員：出口保育士、小林し保育士

避難誘導班 出火時における避難者の誘導及びパニック防止にあたる

班長：主任

自衛消防隊長
園長
副隊長
主任

班員： うみ組担任、つき組担任、ゆき組担任、はな組担任

搬 出 班 重要書類等の非常搬出にあたる

班長：池内雅美

班員：木橋保育士

応急救護班 負傷者の応急救護にあたる

班長：林保育士

班員：上片平保育士

防護措置班 消防隊の誘導、消火活動上の障害物の除去、危険物等の 安全措置にあたる

班長：出口保育士

班員：小林し保育士

第3部 風水害対策

第1章 保育園における日常の風水害対策

1 実状把握

ハザードマップ等による地域の実状把握

保育園立地の地理的特徴による危険性の把握

斑鳩町が作成したマップなどから、保育園周辺における河川の氾濫による浸水等の危険性を把握、確認する。

2 保育園としての事前対策

園児への事前対策

- ① 保育園は、園児に対して、風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について指導する。
- ② 園長は、予め保護者会と協議し、緊急時に保護者と連絡する方法、園児保護措置などについて定めておくものとする。

第2章 風水害時における保育園の対応

1 開園前・開園後で対応を区別

奈良県全域及び斑鳩町に「気象警報」が発表された場合、園児の安全を最優先した防災対策を講じ、園児への指導、保護者への周知について十分な配慮を行う。

(1) 開園前に「避難勧告等(斑鳩町)」が発令された場合

ア 午前7時の段階で、斑鳩町に避難勧告等が発令された場合、休園とする。

担当職員が各家庭にモバイルメールで連絡する。

イ 遠足等各行事の予定がある場合、中止とする。

※警報発令時は基本的には、通常通り開園する。

(2) 開園後に「避難勧告等(斑鳩町)」が発令された場合

開園後、斑鳩町に避難勧告等が発令された場合は、保育園や地域の状況に応じて、園長が適切な措置を講ずる。

※警報発令時は基本的には、通常通り開園する。

状況に応じて家庭保育、早期お迎えにご協力をいただく。

2 保育園の施設管理者としての対応

(1) 施設管理者としての事前対応

園長は、風水害時の災害を未然に防止するため、園舎内外の危険箇所を点検し、必要な措置を講ずる。

(2) 重要書類、危険薬品類等の安全保管

園長は、重要書類・文書・教材備品類の安全保管及び非常持出について準備し、被害を最小限にする。

(3) 給食施設の事前対応

ア 移動可能な機械器具類及び取り外し可能のモーター電気器具を安全な場所に移動させる。

イ 在庫物資を安全な場所に移動させる。

(4) 衛生管理者体制の確保

ア 各保育園は、園長を中心とした救急班及び防疫班を編成し、保育園における衛生管理の徹底を期する。

3 事前の対応等

(1) 台風情報の事前収集と早期対策準備

大型台風の接近の場合には、奈良県に接近するか否か不確実な段階(接近の2～3日前)から、気象庁発表の台風情報に十分留意し、予め接近した場合にどのように対応するかについて、役場担当課等と十分に情報交換を行うとともに、奈良県に接近の見込みが高い状況に至ったときに、早期に対応が図れるように対策を準備しておく。

(2) 保育園施設の安全点検実施

台風接近等の場合、園長は事前に窓ガラスの破損がないか、強風により飛ばされる物がないかなど施設の安全点検を行う。また、工事中的場合等については、請負業者と連絡をとり、暴風による被害を事前に防止するための対策を講じさせるなど、警戒に当たらせる。

(3) 保育園施設に被害発生の恐れがある場合の参集

園長・主任は、夜間・休日等において、奈良県全域・斑鳩町で大雨・洪水・暴風・暴風雨などの気象警報の発表を覚知した場合、保育園及び保育園周辺の状況について情報収集に努め、保育園施設に被害発生の恐れがある場合は、速やかに職員等の参集するなど必要な対応を行うこと。被害の状況が著しく園長・主任の対応が困難な場合には、園長は職員の動員を要請することが出来る。

第3章 保育園施設等が被害を受けた場合の対応

1 風水害時の応急対応

被害を受けた場合は、園長は速やかに被害状況を役場担当課に報告する。

2 保育園としての事前対策

(1) 応急教育の等の措置

ア 園長は、風水害時の状況に応じ、保育園の防災計画に基づき、園児の安全を最優先した適切な措置を講じる。

イ 園長は被災の状況を考慮し、花王な範囲で保育園活動の実施を図る。

ウ 被災した保育園の実態を検討し、被災園児数に応じて修養対策を講じる。

エ 始業開始前に園庭や園舎を確認し、危険の無いように処置を行う。被害が大きいことが予想される場合は、勤務時間前に出勤し2次被害の防止に努める。

(2) 応急復旧措置

園長は、被災箇所を点検し、園児の安全を確保するために必要な措置を講じる。



社会福祉法人 和光会

斑鳩黎明保育園

生駒郡斑鳩町法隆寺西3-8-8

TEL 0745-75-6501

FAX 0745-75-6801